

## 事業概要シート

<b>施策</b>	2402	男女共同参画の推進	<<>の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く
<b>事業名</b>	男女共同参画推進事業	現状維持	予算額 17,163 千円 << 18,726 >>千円
<b>事業期間</b>	平成13年 ~		財源内訳 国庫支出金 6,570 千円 県支出金 0 千円 地方債 0 千円 その他 0 千円 一般財源 10,593 千円
<b>根拠法令要綱等</b>	男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 配偶者からの暴力の防止及び被害者に関する法律		

**【事業の目的・概要・対象】**

**【事業の目的】**

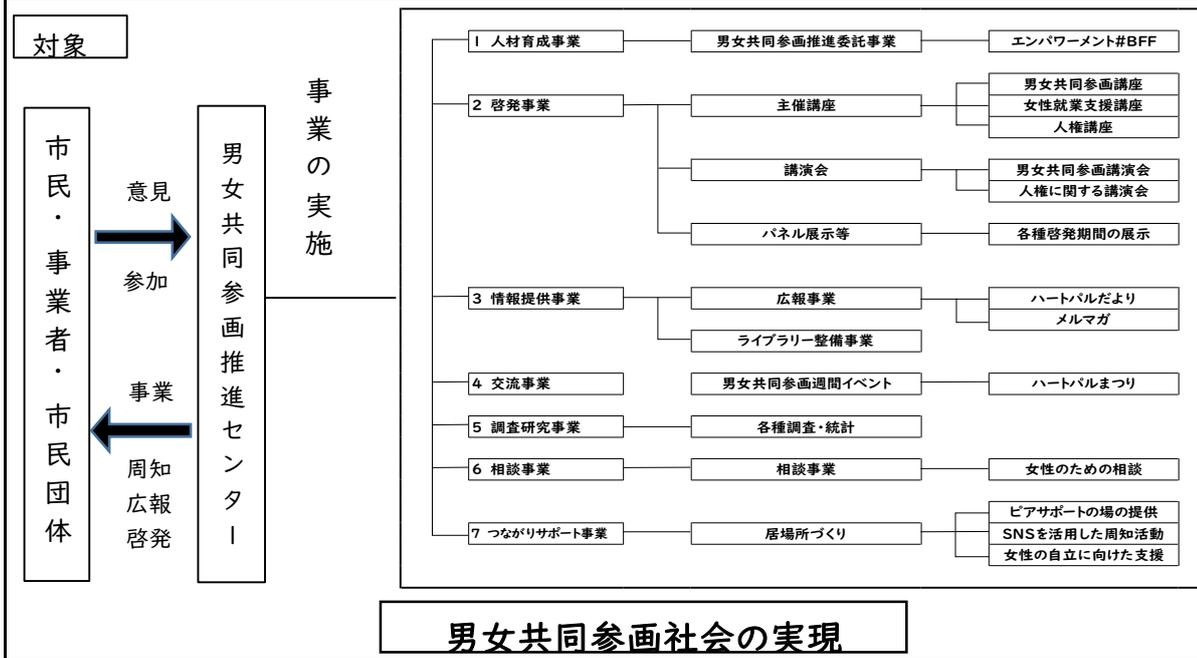
おおむら男女共同参画プランに基づき、全ての人が思いやりと支え合う心を持ち、それぞれの個性を認め、尊重し、対等な立場でいきいきと過ごせる男女共同参画社会の実現を目指す。

**【事業の概要】**

- ・ 講演会、研修会、講座などの開催
- ・ DV等の各種相談対応
- ・ 「ハートパルまつり」の開催
- ・ 「第5期おおむら男女共同参画プラン」の推進
- ・ 「第6期おおむら男女共同参画プラン」の作成

**【対象】**

市民・事業者・市民団体等



**【背景】**

男女共同参画社会を実現していく上で、性別に基づく固定的役割分担意識の解消や、男女平等意識の醸成などが大きな課題となっている。それらを解決していくために、男女共同参画についての意識啓発の取組みが重要である。

<b>担当課</b>	男女いきいき推進課	<b>課長</b>	黒岩 智子
<b>担当者</b>	櫻井 幸江	<b>問合せ先</b>	0957-54-8715

## 事業概要シート

### 【活動指標】

指標名		単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①	講座・講演会の開催回数	回	26	30	30	30	30
②	広報紙「ハートパルだより」発行枚数	枚	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550

### 【成果指標】

指標名		単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①	講演会での満足度 (講演会参加者に対するアンケート)	%	88.3	90	90	90	90
②	講座・講演会参加者数	人	3,174	3,200	3,200	3,200	3,200

### 【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	合計
事業費	12,699	14,268	18,726	17,163	14,895	14,895	92,646
国庫支出金	7,528	5,179	6,453	6,570	6,453	6,453	38,636
県支出金							0
地方債							0
その他							0
一般財源	5,171	9,089	12,273	10,593	8,442	8,442	54,010
人件費	7,416	7,542	6,755	7,482	7,482	7,482	44,159
職員(人)	1.00人	1.00人	0.90人	1.00人	1.00人	1.00人	5.90人
時間外勤務(h)	72h	135h	105h	105h	105h	105h	627h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	20,115	21,810	25,481	24,645	22,377	22,377	136,805

妥当性 (市の関与)	男女共同参画社会基本法第9条に、男女共同参画社会実現のための地方公共団体の責務が規定されている。市民の男女共同参画に関する意識啓発のため、市が主体的に関与する必要がある。
有効性 (施策貢献度)	男女共同参画社会基本法の制定から26年、女性活躍推進法の施行から10年を迎え、鍵となるジェンダーギャップの解消や市民の意識啓発を進めアップデートしていく必要がある。また、コロナ禍をきっかけに女性の貧困等の課題も浮き彫りとなった。この基となる、性別にとられない対等な立場であらゆる分野に参画する男女共同参画社会の実現のための取組として、本事業は有効である。
効率性 (コスト)	講座・講演会等の講師費用等、従前から経費抑制に努めてきており、これ以上コスト削減の余地はない。

1次評価	担当者意見のとおり
2次評価	1次評価のとおり